

空襲被害者等の援護立法の実現を求める

全国空襲連

会報 No.5

2012・10・25

立法化の歴史的意義と運動 空襲被害者等援護法の制定へ

共同代表 中山 武敏

日本の戦前の植民地支配、侵略戦争は、アジアとくに朝鮮半島や中国の人々に甚大な被害を与えた。いわゆる「従軍慰安婦」(強制性奴隷)問題、朝鮮・中国人の強制連行・強制労働問題、中国遺棄ガスや住民虐殺、重慶大爆撃、朝鮮人BC級戦犯問題等未解決のままである。

国内にあっても東京大空襲を始めとした全国各地の空襲被害、広島・長崎の原爆被害、沖縄地上戦での被害等の補償も放置されたままである。

戦後の日本政府の責務は内外の戦争被害者に対する真摯な謝罪と補償をなすことであった。しかし、日本政府は、外国人の被害者の補償はなさず、国内にあっても軍人・軍属のみを補償するといった歪んだ戦後補償政策を取り続けている。

竹島(独島)問題、尖閣諸島(魚釣諸島)問題を契機に排外的なナショナリズムが扇動され、日米安保や防衛力の強化、集团的自衛

権の承認、行使への動きも強まっている。自民党は本年4月27日、憲法第1条(天皇)天皇は、「日本国の元首であり」とし、第9条の2に「国防軍を保持する」と規定する等との日本国憲法改正草案を決定、発表している。

このような情勢の中で、「国の責任において空襲・艦砲射撃の被害者及び遺族の救済処置、全国空襲被害等の実態調査を行う」ことを趣旨とする法案を成立させることは未解決の植民地支配などの戦後補償問題解決に道を開き、現在の危険な情勢に楔を打ち込み、未来への平和にも繋がる歴史的意義を有すると確信する。



第3回役員会

全国空襲被害者連絡協議会 〒131-0045東京都墨田区押上1-33-4中村ビル102
TEL/FAX: 03-5631-3922 E-mail: tokyokusyu@coral.bforth.com
URL: <http://www.geocities.jp/jisedainitakusu/>
<http://www.zenkuren.com/index.html>

共同代表: 早乙女勝元 中山武敏 荒井信一 前田哲男 齋藤貴男
連絡先: 〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4 中村ビル102 TEL/FAX 03-5631-3922
年会費: 個人1口 2,000円 団体1口 5,000円
郵便振替: 00130-8-623364 (口座名: 全国空襲被害者連絡協議会)